

「屋久島空港滑走路延伸事業に係る環境影響評価書」に対する環境大臣意見

屋久島空港は、鹿児島県熊毛郡屋久島町の屋久島北東部に位置する地方管理空港で、屋久島町における重要な交通インフラの一つとして、鹿児島空港、福岡空港及び大阪国際空港との間を結ぶ3路線が運航している。屋久島は、縄文杉に代表される樹齢数千年のヤクスギの原生林、絶滅のおそれのある動植物等を含む多様な生物相を有するとともに、亜熱帯性植物を含む海岸植生、山地における温帯雨林から冷温帯までの顕著な植生の垂直分布の連続性を保持している点で、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）に基づく世界遺産の評価基準のうち「自然美」及び「生態系」に合致するとして、顕著で普遍的な価値が認められ、平成5年12月に世界自然遺産に登録されている。このような優れた自然景観と特異な生態系を有する屋久島では、自然観光資源等を活かした観光産業も盛んである。また、現在は首都圏から空路で屋久島を訪問するには鹿児島空港等を経由しなければならず、一定の時間を要するところ、首都圏とのジェット機直行便の運航を可能にし所要時間を短縮することで、交流人口の更なる拡大、地域経済の発展等が期待されている。このような状況を踏まえ、屋久島空港滑走路延伸事業（以下「本事業」という。）は、空港管理者である鹿児島県（以下「事業者」という。）が、ジェット機による首都圏との直行が可能となるよう、滑走路を現行の1,500mから2,000mに延伸し、併せて必要なエプロン及びターミナル地域を拡張するものである。

本事業の実施により、世界自然遺産に登録された地域、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定された屋久島国立公園等の重要な自然環境を有する地域等を訪問する観光客も増加することで、自然環境への影響等が懸念される。このため、人類共通のかけがえのない財産である世界遺産を保護、保存及び整備活用し、次世代へ伝承することを確保することが世界遺産条約の締約国に課された義務であることを踏まえ、屋久島の自然環境を保全するための取組を一層強化することが重要である。

本事業については、対象事業実施区域の周辺に住居及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在している。

また、滑走路の延伸工事に当たっては、空港内の改変区域とは別に対象事業実施区域として設定された土砂採取区域から、不足分の土砂を採取し空港内の改変区域に搬入する計画としている。

さらに、屋久島空港及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているハヤブサ、「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）で絶滅危惧Ⅱ類に分類されているサシバ等の飛翔が確認されている。加えて、屋久島空港では、航空機の発着時に猛禽類を含む鳥類のバードストライクが年に数件程度発生している。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たって、環境への影響が最小限となるよう、次の措置を適切に講じられたい。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、屋久島町をはじめとした関係機関等との調整を十分に行うとともに、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて、講ずる環境保全措置の検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、必要に応じて環境監視を行い、その結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(3) 自然環境を保全するための取組について

本事業の実施により首都圏との直行便のジェット機が運航するようになることで、年間発着回数の増加が見込まれ、将来の空港利用者は増加すると予測されている。利便性の向上により屋久島の自然との触れ合いを求める観光客全体の増加が見込まれる一方で、世界自然遺産に登録された地域、自然公園法に基づき指定された屋久島国立公園等の重要な自然環境を有する地域等を訪問する観光客の増加により、登山道周辺の植物の踏圧、し尿等の増加による処理負担の増大や水環境への影響、廃棄物の不法投棄のおそれ、重要な種を含む動植物の島外への持ち出し、意図的又は非意図的な外来種の侵入等の自然環境への影響等が懸念される。

人類共通のかけがえのない財産である世界遺産を保護、保存及び整備活用し、次世代へ伝承することを確保することは世界遺産条約の締約国に課された義務である。このことを踏まえ、屋久島の顕著で普遍的な価値を将来にわたり保全するため、人と自然が共生した持続可能な観光産業や地域づくりをより一層推進することを念頭に、環境省、屋久島町等の関係機関等と連携しつつ、空港利用者の増加等による環境への影響を低減するための対策の実施、自然環境保全に対する県民、空港利用者等の理解を深めるための普及啓発等を実施すること。

2. 各論

(1) 騒音及び振動

対象事業実施区域のうち滑走路延伸工事区域の周辺には複数の住居等が存在しており、最寄りの住居との距離は約100mと近接している。工事用資材等運搬車両の運行及び建設機械の稼働に伴う騒音及び振動については、参考とした騒音及び振動に係る環境基準値を超過しないものの、現況よりも大きく増加すると予測

されている。

また、本事業の実施に伴い、年間約1,100回のジェット機の運航が見込まれ、既存便と合わせると年間約6,200回の航空機の運航が想定されている。航空機の運航に係る時間帯補正等価騒音レベル（Lden）は航空機騒音に係る環境基準を超過しないものの、現況よりも増加すると予測されている。

このため、事業者により実行可能な範囲内で更なる影響の回避又は極力低減が図れるよう以下の事項に取り組むこと。

ア 工事の実施に伴う騒音及び振動による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、防音シートの設置、工事工程の調整等の環境保全措置を講ずること。また、補正後の評価書の予測及び評価結果に基づき、騒音又は振動による生活環境への影響が生じるおそれのある住居等に対し、工事の実施前までに環境保全措置及びその効果について十分かつ丁寧に説明すること。

イ 想定するジェット機の運航時間帯は、現況においてほとんど運航のない夜間の時間帯にも計画されていることから、航空機騒音による影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に十分かつ丁寧に説明すること。

ウ 今後、環境影響評価の前提となった飛行経路、飛行回数等の変更があり、航空機騒音による生活環境への重大な影響のおそれがあると考えられる場合には、必要に応じ、航空機騒音の予測を行い所要の環境保全措置を講ずること。また、これらの結果について公表すること。

（2）動植物及び生態系

対象事業実施区域の改変区域には、「環境省レッドリスト2020」で絶滅危惧ⅠB類に分類されているタネガシマムヨウラン、絶滅危惧Ⅱ類に分類されているツバキカドマイマイ、チャイロキセルモドキ、ヤマコンニャク等の重要な動植物の生息及び生育が確認されている。対象事業実施区域のうち土砂採取区域では、これらの重要な動植物の生息又は生育する地点の直接改変を可能な限り回避するよう検討がなされている一方で、対象事業実施区域のうち滑走路延伸工事区域では、これらの重要な動植物の生息又は生育する地点を直接改変する計画となっている。

また、対象事業実施区域及びその周辺には、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているハヤブサ、「環境省レッドリスト2020」で絶滅危惧Ⅱ類に分類されているサシバ等の飛翔が確認されている。屋久島空港の位置する海岸周辺はハヤブサ等の繁殖に適した地形であるが、現地調査においては、繁殖に係る行動等は確認されていない。しかしながら、本事業の工事期間は約8年と長期にわたるため、工期中に対象事業実施区域の改変区域内で繁殖する可能性があり、工事の実施に伴う騒音、振動等による繁殖への影響が懸念される。さらに、評価書では「バードストライクが発生する可能性はあるものの、その頻度は低く、航空機の運航による大きな影響はない」と予測されているが、本事業の実施により首都圏との直行便のジェット機が運航するようになることで、航空機の発着回数が増加する見込みであることから、バードストライクの発生をより低減するための対策を適切に実施することが重要である。

このため、動植物及び生態系への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 対象事業実施区域の改変区域に生息又は生育する重要な動植物について、生息又は生育する場所の直接改変を回避又は極力低減するよう検討すること。また、直接改変の回避又は低減が困難な場合は、代償措置として移設又は移植を検討すること。移設又は移植に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切な地点を選定すること。さらに、移設後の生息状況及び移植後の定着状況に係る事後調査を適切に実施し、重大な影響が確認された場合には、専門家等からの助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 工事期間が約8年と長期であり、工期中にハヤブサ等の重要な鳥類が対象事業実施区域の改変区域内で繁殖する可能性があるため、改変区域の工事着手前に、重要な鳥類の飛翔の有無を確認する調査を実施すること。また、重要な鳥類の飛翔が確認された場合は、専門家等からの助言を踏まえ、対象事業実施区域の改変区域内において、重要な鳥類の繁殖状況に係る調査を実施すること。

ウ 対象事業実施区域の改変区域内で重要な鳥類の繁殖が確認された場合には、工事の実施に伴う騒音、振動等による鳥類の繁殖への影響を回避又は極力低減するよう、専門家等からの助言を踏まえ、繁殖期の鳥類の行動等に配慮した工事時期及び工事期間の設定、営巣地からの距離を十分に確保した工事範囲の設定等の環境保全措置を講ずること。

エ 航空機によるバードストライクの発生をより低減するため、定期巡回、クラクション、紙雷管等を活用し、特に航空機の発着時において、空港及びその周辺を飛翔する鳥類が滑走路周辺に進入しないよう対策を講ずること。また、他の空港におけるバードストライク対策の情報収集を行い、より効果的な手法の導入を検討するなど、バードストライクの発生さらなる低減に努めること。

(3) 温室効果ガス等

屋久島では、使用する電力の9割以上が水力発電により賄われており、脱炭素化を進めている先進的な地域の一つである。我が国は、令和2年10月に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しており、航空政策については、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月閣議決定）において、運輸部門の取組として航空分野の脱炭素化に係る取組が位置づけられていることに加え、国土交通省においては、航空法（昭和27年法律第231号）に基づく「航空脱炭素化推進基本方針」（令和4年12月国土交通省）を策定し、航空の脱炭素化の推進の意義及び目標に関する事項、空港管理者等が講ずべき措置に関する基本的な方針等を定めている。また、事業者は、鹿児島県における温室効果ガス削減目標等を定めた「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」（令和5年3月鹿児島県）を定めており、航空分野においても脱炭素化を推進する取組をより一層進め、本事業も脱炭素化に資する計画とすることが重要である。

このため、屋久島における脱炭素化の更なる推進を目指し、「地球温暖化対策計画」、「航空脱炭素化推進基本方針」、「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」等を踏まえ、以下の事項に取り組むこと。

- ア 本事業の工事に伴う温室効果ガスの排出をできる限り削減するよう、電動式建設機械、低炭素型建設機械等の利用や工事における更なる省エネルギー化の推進について検討を進めること。
- イ 温室効果ガス排出係数の小さい電力由来の地上動力装置 (GPU) の導入促進、空港建築施設の建替時における高効率設備等の導入、航空灯火の LED 化、空港車両の電動化、最新の省エネルギー技術の導入等により、更なる温室効果ガスの排出量の削減及び省エネルギー化を推進すること。また、航空機の運航に伴う温室効果ガスの排出量が大幅に削減されることが期待される持続可能な航空燃料 (SAF) について、導入促進に資する取組を実施すること。
- ウ 「地球温暖化対策計画」、「航空脱炭素化推進基本方針」、「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」等の関連する計画や方針等の政策の進捗状況及び見直しの状況、今後の政策や技術の発展等を踏まえ事業に適切に反映させること。